

I. 調査目的

児童福祉施設等への措置を検討するに際し、①現在どのような情報提供が行われているか、②今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテラン児童福祉司の考え方を調べることにより、児童相談所における施設等紹介等の今後のあるべき姿を探ること。

II. 調査対象者

各都道府県・政令指定都市の中央児童相談所に属するベテラン児童福祉司59名。
調査対象者の確定は、III. 調査手順の①及び②による。

III. 調査方法及び手順

質問紙を用いた郵送法に基づく調査であり、以下の手順で実施した。

- ①調査票は、各都道府県・政令指定都市の中央児童相談所長宛に送付する。
- ②調査票を受け取った中央児童相談所長は、中央児童相談所に属するベテラン児童福祉司（管理職も可）を指名する。
- ③指名された児童福祉司は、自らの意見に基づいて調査に回答する。
- ④調査票は、調査対象となった児童福祉司から、直接、日本子ども家庭総合研究所に返送される。

IV. 調査実施時期

平成10年9月～10月

VI. 有効回収率

有効とした調査票は49であり、有効回収率は83%である。

V. 調査結果の概要

A. 調査項目の概要

本調査は、上記の目的のために、(1)施設紹介の前に里親制度の紹介を行っているか否か<問1>、(2)施設紹介を行うにあたり一つの施設のみを紹介するのか、それとも選択可能な施設をより多く紹介するのか<問2>、③施設選択の際に考慮している事項は何か<問3>、④各施設ごとの入所児童数の増減という要因と当該施設への優先的入所措置との関係<問4>、⑤施設紹介の方法<問5>、⑥施設入所の時期等の情報を児童本人に伝える時期<問6>、⑦施設入所の際に情報提供として工夫している点<問7>、⑧今後の情報提供のあり方<問8>、⑨情報提供等の事例の把握<問9>という9つの調査項目をたてた。

B. 調査結果の概要

(1)「施設入所措置等を検討するに際し、子ども及び保護者に対して、一般的に、里親制度の紹介を行っているか否か」という問いに対し、「行っている」との回答と「行っていない」との回答は丁度5割ずつである。問1の2に記される理由によると、保護者と里親希望者との養育意思をめぐる意思確認の難しさが里親紹介を躊躇させていることが読みとれる。

(2) 「子ども及び保護者に対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下のどの方法を取っていますか」という問いに対し、約6割が「選択可能なすべての施設を紹介する」と回答する一方で、「1つの施設のみ紹介する」との回答も4割ある。後者を選択した理由として、「保護者や児童本人が希望する施設が児相から見て妥当でない場合があるため」という点などが指摘されている。

(3) 「入所可能な施設を紹介する際に重視する点について、「地理的距離」「当該施設の力量」「子どもや保護者の希望」の3つについての順位を問うた質問である。「力量」→「希望」→「距離」の順を選んだ回答が58.7%と最も多く、次いで「力量」→「距離」→「希望」が26.1%と2番目に多い。

(4) 「特定の施設への入所者数の減少が、その施設の職員配置数等に悪影響を与える可能性が高い場合、どの程度当該施設への入所措置を優先的に考慮しますか」という問いに対し、72.3%が「少しは考慮する」と回答している。その理由として、「現在入所している児童への処遇力が低下することを防ぐため」「(長期的に見て)供給量低下に繋がることを防ぐため」といった点を挙げている。

(5) 入所可能な施設を紹介する際に、一般的に行っている方法として、「自分の知識に基づいて情報提供する」→「施設紹介のパンフレットを見せる」→「施設見学させる」→「施設職員に児童相談所で施設紹介させる」→「体験入所させる」という順番で一般的に行われていることが読みとれる。また、「施設見学」までは「時々に行っている」が、体験入所となると「ほとんど行っていない」とする回答が8割を超える。

(6) 「施設入所の時期や具体的施設名を、児童本人にいつ頃伝えるのか」という問いに対し、児童自立支援施設については「入所日当日や前日」との回答が多い。児童養護施設については「2週間前」もしくは「処遇決定会議終了後速やかに」との回答が多い。児童自立支援施設入所について直前まで伝えられない理由として「前もって知ることによって不安が高まるため」との指摘があった。

(7) 「入所の際の情報提供として工夫している点」として、パンフレットやビデオの活用などを挙げる意見が多い。また、「一時保護委託の活用」を指摘する意見もあり、「体験入所」とは異なるが類似の効果を及ぼす手段の一つとして認識されているようである。

(8) 「情報提供の今後のあり方」として、「施設と児童相談所の協力関係の強化」やビデオの充実などを挙げる意見が多い。ビデオについては、「良い場面しか写さないのでは」という否定的な見解もあった。

児童相談所における施設紹介に関する調査

児童の権利保障研究会

まず、この調査に記入される方の職名をご記入下さい。 → ()

問1 施設入所措置等を検討するに際し、子ども及び保護者に対して、一般的に、里親制度の紹介を行っていますか。

1. 行っている。 2 4 (50.0%)
2. 行っていない。 2 4 (50.0%)

無回答 1

問1の2

問1で 2. を選択した方のみ、その理由をお教え下さい。

- * 養育里親の登録が少ない。
- * 保護者に養育の意思が認められない場合に限り、里親を紹介する。
- * 里親の大半が養子縁組希望のため、子どもを里親にとられるとの意識が強い。
- * 長期希望の里親が少ない。
- * 保護者が希望する場合のみ紹介する。
- * 養育里親でも保護者の面会・外泊を望まない里親がほとんどである。
- * 日常業務に追われ、里親の研修が不十分である。

問2 子ども及び保護者に対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下のどの方法を採用していますか。 1. ～ 2. の中から最も近い方法を一つお選び下さい。

1. 選択可能なすべての施設を紹介する。 2 9 (59.2%)
2. 1つの施設を紹介する。 2 0 (40.8%)

問2の2

問2で 2. を選択した方のみ、その理由をお教え下さい。

- * 保護者から選択をまかされる場合が多い。
- * 性別・年齢等により選択の余地がほとんどない。
- * 最もふさわしい施設を児相側で判断し、同意を得るのが一般的である。
- * 処遇決定会議で決めた一つのみを紹介することになっている。
- * 施設の特徴を踏まえた上で、一つの施設のみ紹介する。
- * 子どもや保護者にとって意味のある判断基準を示すことは困難である。
- * 保護者や児童本人が希望する施設が児相からみて妥当でない場合があるため。

問3 子ども及び保護者に対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下（A、B、C）の点をどういう順番で重視しますか。
重視している順として、あなたの考えに最も近いものを 1. ～ 6. の中から一つお選び下さい。

- A 児童の家庭と入所予定施設との地理的距離。
B 児童が抱えている問題に対する当該施設の力量。
C 子どもや保護者の希望。

	第1位	第2位	第3位	
1.	A	B	C	0 (0.0%)
2.	A	C	B	2 (4.3%)
3.	B	A	C	12 (26.1%)
4.	B	C	A	27 (58.7%)
5.	C	A	B	2 (4.3%)
6.	C	B	A	3 (6.5%)
				無回答 2
				無効 1

問4 特定の施設への入所者数の減少が、その施設の職員配置数に悪影響を与える可能性が高い場合、どの程度当該施設への入所措置を優先的に考慮しますか。あなたの考えに最も近いものを、以下の1. ～ 4. の中から一つお選び下さい。

1. とても考慮する。		4 (8.5%)
2. すこしは考慮する。		34 (72.3%)
3. ほとんど考慮しない		5 (10.6%)
4. まったく考慮しない。		4 (8.5%)
		無回答 2

問4の2

問4でそれぞれの選択肢を選んだ理由についてお教え下さい。

- 1 → 当該施設で対応可能な児童を措置することにより、施設の存続をはかるべき。
2 → 現在入所している児童への処遇力が低下しないように配慮することは児童相談所の役割である。／福祉供給の低下に繋がることを避けるため。／特に問題のないケースの場合、充足率を考慮する場合がある。
3 → 入所者が少ないために充分手をかけてもらえる可能性があるため。／子どもの条件を優先するので、定員開差が生じるのはやむを得ない。
4 → 子どもの幸せをを考えるべきで、特定施設の入所者数の減は考慮すべきでない。

問5 子どもに対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下の方法をどの程度行っていますか。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 施設見学させる。 | |
| 1. いつも行っている。 | 5 (10.2%) |
| 2. 時々行っている。 | 36 (73.5%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 8 (16.3%) |
| (2) 体験入所させる。 | |
| 1. いつも行っている。 | 0 (0.0%) |
| 2. 時々行っている。 | 9 (18.4%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 40 (81.6%) |
| (3) 施設職員に児童相談所で施設紹介をさせる。 | |
| 1. いつも行っている。 | 1 (2.0%) |
| 2. 時々行っている。 | 21 (42.9%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 27 (55.1%) |
| (4) 施設紹介のパンフレットを見せる。 | |
| 1. いつも行っている。 | 26 (54.2%) |
| 2. 時々行っている。 | 19 (39.6%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 3 (6.3%) |
| | 無回答 1 |
| (5) 自分の知識に基づいて情報提供する。 | |
| 1. いつも行っている。 | 43 (87.8%) |
| 2. 時々行っている。 | 6 (12.2%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 0 (0.0%) |

(6) 施設紹介の方法として有効と思われる方法があればお教え下さい。

- *ビデオによる紹介。
- *施設職員との面接は児童の入所に向けた動機付けにつながる。
- *一時保護中の気分転換のためのドライブを兼ねて、施設訪問をする。
- *幼児・年少児童を中心に、見学して施設職員に会って話をすることにより、入所受け入れがスムーズになる。
- *担当ワーカー自身が施設を充分に知るために施設を体験する。
- *パンフレットや日課表を見せる。
- *施設見学は望ましいが、業務多忙で実行困難である。

問6 施設入所の時期、及び、具体的施設名について、児童本人に伝えるのは一般的にいつ頃ですか。（1）児童自立支援施設、（2）児童養護施設に分けて、それぞれよくお取りになる方法、及びその理由についてお教え下さい。

（1）児童自立支援施設

- * 入所に向けた動機付けをはかるため原則2～3日前。
- * 1週間くらい前。
- * 入所日当日又は前日が多い。本来ならば、時間をかけ入所への意識付けをしてからが良いが、子どもの積極的理解が難しいため。
- * 処遇決定会議終了後速やかに伝える。
- * 一時保護に際して、施設入所の検討が目的であることを伝える。面接を通じて動機付けをはかり、処遇会議後に正式に伝える。
- * 当日の朝、一時保護課長から伝える。
- * 前もって知ることによって不安が高まる子もいるため、前日まで伝えないこともある。

（2）児童養護施設

- * 施設側から内諾が採れた段階で施設名を伝える。入所日程は、確定次第伝える。数日前のことが多い。
- * 処遇決定会議終了後速やかに伝える。
- * 施設見学をさせる場合は2週間以上前。その他は1週間程度前。
- * 一時保護を実施する際に施設入所の時期を概説する。具体的な施設名については総合的な調整がついた後。
- * 処遇会議後、日程等が決まった時点で直ぐに伝える。

問7 施設入所の際の情報提供として工夫している点をお教え下さい。

- * 児童養護施設については、パンフレットを利用して施設の概要を説明する。児童自立支援施設については、不安を抱いている場合もあるので、施設見学を実施することも多い。国立についてはビデオにより紹介している。
- * 出来る限り、事前に本人及び保護者に対して、施設の内容（帰省、面会、退所の時期など）を充分説明して、納得してもらうように努めている。
- * 施設見学、体験入園、一時保護委託の活用などを行っている。
- * 通学する学校、園内の年齢構成、居住単位や部屋、行事などケースワーカーが施設訪問して知り得ていることを具体的に説明する。年長児には進路についても園生の具体例を示している。

問 8 今後、施設入所の際の情報提供はどのように行うべきであると考えておられますか。現在のお考えをお教え下さい。

- * 施設と児相が共同で説明を行う。
- * ビデオでは良い場面しか写らないので、体験入所等を中心とすべき。
- * 同種類の施設がどこにあるのかは最低限すべて伝えなくてはならないだろう。その上で、児童、保護者に選択させ、児相側の考えと異なる場合には、その理由を説明する必要がある。
- * 年長児については、施設見学をさせるべき。
- * 施設職員に来てもらっての説明、施設見学などは有効だが、現在の業務量の中ですべての全ケース行うことを義務づけると、形式的になってしまうおそれがある。
- * 入所可能な施設は限られてしまうが、すべての施設の内容をコンパクトに映像化したビデオを作成し、こんな施設もあるんだという情報は伝えても良いのではないか。
- * 「仮称・こどもの人権ノート」の作成作業を、児童養護施設と児童相談所で行っている。作成後は施設入所児童に配布・説明を行う。

問 9 あなたが活動しておられる地域（都道府県・指定都市）で、情報公開・情報提供を積極的に行っておられる施設があれば、施設名と概要をお教え下さい。いくつでもかまいません。施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設（教護院）、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（母子寮）を含めてお考え下さい。

施設名	施設種別	情報公開・情報提供の内容・方法などの概要
A施設	児童養護施設	虚弱児施設から児童養護施設に変わったのを機に、名称を「〇〇〇〇」と（大幅に）改称し、パンフレットも独自のものに改めた。また、（インターネット上に）ホームページも開き、そこで施設紹介を行っている。
B施設	児童自立支援施設	教育委員会、学校関係者への説明会の開催。
C施設	児童自立支援施設	児童相談所と連携して、入所の可能性のあるケースの見学を積極的に受け入れている。担当福祉司の立ち会いのもと、職員から施設の概要、実際の生活等について説明の上、園内の見学を実施している。
D施設	児童養護施設	施設を卒園し、大学進学を希望しても経済的な理由で（進学を）断念しなければならない現状に（ついて理解してもらうために）、コンサートを開催し、収益金で「自立援助」を行う。
E施設	児童養護施設	ビデオにより、施設内生活の紹介を行う。
F施設	児童養護施設	施設の行事などに地域の人参加を呼びかけている。また、地域交流のためにホールを開放している。
G施設	児童養護施設	地域住民向けの公開講座を行っている。
H施設	乳児院	乳幼児を持つ地域の母子に呼びかけ、子育て講座を開いている。
I施設	乳児院	ポスターを作成し、関係機関等に配布し、掲示してもらっている。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

* 施設紹介のために用意されている資料等（パンフレットやビデオなどを含む）がありましたら、可能な限りお送り戴ければ幸いです。



1 調査目的

児童福祉施設等への措置を検討するに際し、現在どのような情報提供が行われているか、今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテラン児童福祉司の考え方を調べることにより、児童相談所における施設等紹介等の今後のあるべき姿を探ること。